

論文要旨

田中 穎昭

・論文タイトル 古代地域社会と年齢秩序—人口・集団・土地支配—

・要 旨

本論文は、7世紀から9世紀にかけての古代地域社会に焦点をあて、その構造について年齢（世代）原理およびそれに基づいて構成される年齢（世代）秩序という、従来、ほとんど注目されることのなかった視点からの解明を試みるとともに、それに対して律令国家がいかなる支配構造を生み出したのかという問題に、戸籍（人身支配）と土地支配の両面からアプローチすることを目的としている。

まず序章では、本論文の方法と課題を明確にするため、石母田正の在地首長制論以来の古代地域史の研究史について、そのプロブレマティックの理論的整理を試みた。今日の研究の土台を構成する在地首長制論・村落首長制論・農業共同体論・国家的奴隸制論という1970～80年代に提起された諸理論は、いうまでもなく下部構造＝生産・所有関係が土台となり階級関係と国家を規定するととらえる点で共通した特徴をもち、そこには社会構成体論という「戦後古代史学」を規定し続けた「知の枠組み」が貫徹している。その代表的理論である（在地・村落）首長制論は一次的生産関係を（在地・村落）首長一民（戸・家）というタテの支配—従属関係のなかに見いだす言説であったため、地域住民相互のヨコの集団結合はその日常生活諸機能の存在が指摘されることはあっても、自立性の乏しい首長制「内部」の問題としてネガティブに評価されざるを得なかった。したがって古代地域社会をとらえる理論構築の可能性は、（A）日常性と生存にかかわる、地域社会の住民相互が構成する多様な集団結合とその共同諸機能の存在を解明し、（B）各々の集団結合と各レベルの首長との関係を生産関係・所有関係から意味づける社会構成体論の「知の枠組み」を前提とせずに把握するという、新たな試みのなかから生まれてくるはずである。

そこで本論文では、シャンタル・ムフ、エルネスト・ラクラウの言説形成体論を手がかりに、「戦後古代史学」を拘束してきた社会構成体論を理論的に相対化する方法を模索するとともに、具体的な検討では、人類学のなかで血縁（親族関係）・地縁と並び、「未開社会」の集団結合原理として研究が進んでいる年齢原理に注目する必要性を指摘した。特にH・クノーに始まる世代階層制社会論は、双方的親族関係にもとづく日本古代の地域構造をとらえる上できわめて有効な枠組みになり得ると考えられる。

第I部～第III部の本論は、言説形成体論・世代階層制社会論を理論的基礎として、年齢原理に基づく地域社会の集団構造と、その編制を図る国家支配の論理について検討を試みたものである。

まず第I部では、地域社会の諸集団が律令国家のいかなる言説秩序により編制されていたかという課題に、編戸に貫徹する年齢原理の解明を通して迫った。第一章・第二章は、第三章で本格的にとりあげる編戸と年齢原理とのつながりを論じる前提として、偽籍論によって疑われている戸籍にみえる年齢情報の信憑性問題について、統計学的方法を駆使して検証を試みた論文である。戸籍の年齢人口値が示す傾向を統計学的に分析し、年齢人口

の偏差の背景にある自然的・人為的要因を明らかにした。また第一章では社会の年齢構造を規定する背景として環境論的要因の存在を合わせて指摘した。

第三章は、本論文の中核をなす部分で、編戸に貫徹する年齢原理を析出し、地域社会に存在した年齢（世代）階層的秩序と国家による戸籍編制とがいかに関わっていたのかという問題について、養老五年（721）下総国戸籍にみられる親族呼称と年齢との相関性の統計学的分析により解明を目指したものである。40・41歳を境界年齢として、その上の「老人—配偶者」世代を「戸主—「妻」（刀自）」とし、その下の世代の戸口成員を監督・指導させるという構造が戸籍からうかがえ、年齢（世代）原理に基づく村落支配を律令国家が採用していた事実を明らかにした。

また補論では、乳幼児の戸籍編制の問題から、5・6歳を移行年齢として7・8歳が境界年齢と位置づけられていた点を指摘した。

第II部は、地域社会の年齢（世代）秩序の内容・特徴を分析し、その性格の解明を試みたものである。まず史料上にみえる「ヨチ」（第一章）、「友」と「ドチ」（第二章）の語に注目し、それらが「朋類関係」（「ヨチ」）あるいは「同輩結合」（「ドチ」）という、双方的・世代階層制村落にみられる「同輩集団」としてとらえられることを述べ、7・8世紀地域社会における年齢集団の実在とその歴史的性格を論じた。「ヨチ」「ドチ」の同輩性、同心性、「友」関係、擬制的「兄弟」関係、仲間同士の婚姻互助・承認機能は、すべて世代階層制村落における「朋類関係」・「同輩結合」という集団類型と適合的である。古代村落社会においては、「ワラハ」「ヲトコ」「ヲトメ」の世代のなかで複数の「同輩集団」＝「ヨチ」や「ドチ」が重層的に積み重なり、41歳以上の「オキナ」「ヲミナ・オウナ」の老人世代によって監督・指揮されていたと考えられる。それは親族と友人の区別なく親密な人間関係が構築される、インフォーマルで非定型的な社会集団であった。

また第I部で指摘した40・41歳境界年齢原理に基づく編戸は、このような地域社会における世代階層的秩序に添ったかたちで進められたと考えられる。国家は、40歳代以上の長老が指導・監督する古代村落の世代階層的秩序を公的制度として位置づけず、編戸により個々の長老男女（戸主+「刀自」的女性）の「政」務執行対象を最大三等親（イトコ）までの親族関係者に限定した。この措置により、地域社会は世代階層的秩序を維持したまま、戸（三等親内親族集団）のラインに沿ってタテ割に分断されることとなったのである。世代階層制村落が住民相互の連帯にもとづき国家から「自立」した存在として発展する道は、人為的な編戸の分断効果により未然に抑止されたと考えることができる。

第三章は、「サト」についての論考である。従来、『万葉集』にみえる「サト」は歌語とみるのが通説だが、テキストの検討からそれだけでは文脈を理解できないことがわかる。「サト」は、古代村落の属性として、（村落）首長制的支配秩序を表す「村」、国家的支配秩序を表す「里」（里制の里）と区別され、世代階層制に基づく互助的集団秩序を表す呼称として呼び分けられたものと考えられる。また「サト」は、「朋類関係」「同輩集団」が形成される土台をなす社会集団である。地域社会における「サトビト」の「人言」「人目」に関する史料は、「サト」内の男女の婚姻を推奨する婚姻規制にかかわり、それは外婚は排除されていないが原則として地域内婚が強く推奨される婚姻形態を意味している。世代階層制村落は内婚制社会に特徴的なものであるが、第三章の分析結果はそれを傍証するものとなるだろう。

第四章は、地域社会における老人觀をてがかりに、古代老人の存在形態の解明を課題としたものである。老人世代を神聖視する慣習法的イデオロギーとしての「太古の違法」「オキナさび」をとりあげ、「サト」＝村落の外部的存在としての「老」という老人觀の存在とその意味について考察した。

第Ⅲ部は、第Ⅰ部・第Ⅱ部で論じた地域社会（「サト」）の世代階層的構成を分断する戸の創出が、いかなる条件のもとで可能になったのかという問題を、班田収授制の施行手続きを手がかりに考察することを課題としている。班田制の施行手続きは八世紀半ばに大きく変容を遂げ、この過程を考察することにより、各段階における律令国家の土地支配の具体的目的と戸籍支配との関係がみえてくる。そして、それを通して、課題となる「戸政」単位＝戸の創出条件についてひとつの見通しを示すことが可能になるであろう。

第一章では、班田手続きを示す基本史料と位置づけられてきた田令班田条と延喜民部省式校田・班田条を検討し、後者が八世紀中葉に遅れて成立した事実とその意味について明らかにした。その上で、第二章・第三章において、延喜民部省式の班田手続きの中核をなす「諸国校田」制の施行状況を「正倉院文書」に収める東大寺領莊園関連文書と開田図（越前国・糞置村開田地図）を通して探り、班田制の変質と地域社会構造の変容過程を論じた。

八世紀前半期における班田手続きは、延喜民部省式に定着している「諸国校田」制を欠いている。したがってそれは、既存の固定化された公田を均等に口分田として割り当てていくだけの「屯田制的原理」（吉田孝）に一元化されたシステムであり、国家は、八世紀前半期においては戸内の誰に口分田を班給するかという具体的問題には介入せず、戸の中に生きていた世代階層制秩序にもとづき戸主層から戸口へ口分田が行き渡るように図っていたと推察される。なお墾田開発による水田の拡大が想定されていないのは、第Ⅰ部第一章で明らかにした当該期の気候寒冷化により稻作が困難であったという環境史的背景が存在するかもしれない。

しかし八世紀中葉以後、気候温暖化を背景に墾田拡大＝開発の時代に入ると、初期莊園などの有力な墾田經營のもとへの浮浪・逃亡が激化し、従来の世代階層制村落は崩壊過程に入ったものと推察される。それゆえ、戸の集団秩序に依存した班田システムは改められ、律令国家は田図を活用した「諸国校田」制を通して、國家が直接土地を管理する新しい班田制が八世紀後半に成立したと考えられるのである。